

《調査と資料》

十組問屋史料

(4)

林 玲 子

万記録(続)

本稿は第2巻第1号, 第2号, 第3号の拙稿の続編である。「万記録」は本稿で終わる。

覚

一絹紬
一木綿
一晒布
一布
一線わた

本町四町目家主

柏屋孫左衛門

同町仁兵衛店

美濃屋惣三郎

同町同人店

川崎屋喜左衛門

同町家主

帯屋仁兵衛

同町庄兵衛店

大黒屋彦左衛門

同町源右衛門店

壺屋忠兵衛

同町新右衛門店

山本屋久兵衛

鉄炮町四郎兵衛店

結城屋源右衛門

本石町二町目九兵衛店

大和屋四郎右衛門

室町三町め作右衛門店

土屋太郎右衛門

本町三町目家主

岸部屋藤右衛門

通一町目五兵衛店

白木屋彦太郎

室町二町目彦四郎店

井筒屋喜右衛門

本石町三町目七兵衛店

紅屋五郎兵衛

同二町目茂兵衛店

万屋半四郎

神田鍛冶町二町目家主

河内屋吉兵衛

通二町目茂左衛門店

大和ヤ与七郎

本丁三町目藤右衛門店

木屋九兵衛

通四町目喜兵衛店

壺屋庄左衛門

本石町四町目三右衛門店

大黒屋三郎兵衛

同町家主

いせ屋庄兵衛

通油町平左衛門店

中屋勘兵衛

同町宇兵衛店

鍵屋利右衛門

同町庄兵衛店

銚屋清兵衛

(馬脱が)
小伝町下町家主

炭屋八兵衛

ノ式拾五人

通町三町目

河内屋十兵衛 判なし

同一町目

鍵屋三郎兵衛 判なし

前号の最後に、一番組諸色問屋が、享保6(1721)年には、仲間以外の同商売の者をも含めて、問屋帳面を差出したが、今回は前のような新規仕出し物吟味とは異なり、古くからの問屋を調べるためであろうから、従来の仲間の者だけで問屋帳面を提出する旨を述べていた記事があった。左に記載された25軒の住所・名前は、その時提出された絹紬・木綿・晒布・布・繰綿の厩屋帳面の内容を示すものであろう。前号の表に示したように、この享保10(1725)年の25軒のなかで、元禄期にすでに仲間に加わっていた店は14軒あり、「古来より之問屋」の仲間であることは、自他ともに認めるところであったと思われる。

仲間がわがこのように享保6年とは異なった問屋帳面を提出したのにたいし、幕府がわでこれを否定するような動きは今回はなかったらしい。これは、この期の幕府がわの意図が、仲間がわの指摘している通り、問屋を把握することにあつたので、従来の問屋仲間としてのまとまりを、むしろ利用することを望んだからであろう。

なお、大伝馬町木綿問屋仲間の「訴状扣」には、次のような口上書が記されている。

口上書ヲ以御願申上候

一大伝馬町壱丁目太物問屋六十六人申上候。此度堀留町八郎兵衛と申者、私共布商売組合ニ指加ヘ申様ニ被仰付奉畏候。私共儀、先達而御願申上候通、壱丁限ニ組合被仰付、依之年行持十五人宛相定、御公儀様より被仰付候儀ハ不及申上ル、諸事明白ニ吟味仕候得ハ、外町之仁相加江申上候而ハ、吟味之処不分明ニ奉存候。其上、右八郎兵衛義ハ荒物商売仕候、布之儀ハ右商売ニ着候而之儀ニ御座候故、私共商売躰トハ各別之義ニ御座候所、此度私共組合ニ被仰付候而ハ、私共方より諸事吟味とげがたく、迷惑至極ニ奉存候。此段被聞召茂重々、私共組合江相加江之

京橋北一町目 錠屋四郎兵衛 判なし
 通一町 森田弥兵衛 判なし
 右之通相違無御座候 以上
 享保十年巳十月
 右之通名前帳面一冊相認ならや納申候。

儀、偏ニ御用捨奉願候、已上。
 享保九年 行持 松坂屋長兵衛
 辰四月廿八日 中 屋久兵衛
 (以上、松本四郎氏の筆写による。) その後の訴状などは、66人で出されているので、願いは通ったらしい。

一享保十年巳九月ならや御役所へ十組行司被召寄被仰聞候ハ、切小判直し代として商売もの品々より多少之直し代受取、切小判引替之義願人有之候間、差支ニ不相成候哉御尋ニ付、返答書相認差上ケ申候。十組公用帳ニ委ク記有之候。

一享保十年巳十月ニ、廻船積荷物^(荷)老固より一銭ツ、役銭を取、難船無之様ニ可仕候旨願人有之候ニ付、十組行司樽ヤ殿御呼寄、願書之写御渡し、差支相成候義無之哉御返答申上候様被仰渡候ニ付、十組参会之上返答書差上ケ申候。委細十組公用帳有之候。

一享保十年巳十一月朔日、ならや殿へ十組行司御呼出し、先規より諸問や共致方書付差出候様ニ被仰付、則問屋商売致方相認、ならや御役所相納申候。委ハ十組公用帳記有之候。

一享保九年辰九月、小堀屋十五郎遭難風、八丈島漂着いたし候ニ付、早速御願申上候所御聞濟被成下、荷物売払不致候様御船便被仰遣被下候所、未タ船島へ着船不仕内ニ、島に而直段積仕、則書付受取船頭水主解ニ而当月十八日ニ江戸着仕候ニ付、右之段御願申上候処、荷物代御受取御渡し被為成下置候。委細ハ十組公用帳記有之候。

地廻諸船江戸着并帰帆荷物書上ケ之事

一炭	一薪
一米	一酒
一醬油	一木綿
一水油	一打綿
一魚油	一味噌
一しほ	一銭

右之品々毎月入津帰帆、問屋中より書上ケ候へ共、洩れ候も相見得申候、舟数書上可申候旨御触有之候。
 巳八月十四日

	覚
一水油	一魚油

幕府は、小判に切れ目があっても、長さ3分以内の場合には滞りなく通用させるようにとか、あるいは切れ疵は大小に構いなく通用させるようにといった触を何度か出しており、切れ疵のある小判は人々に嫌われていたらしい。左の願人は、そのような切れ小判を引替える代りに、諸商品から役銭を徴収したいというのである。同じように、同年10月には、町々から芥取りを独占的に請負い、その代りに、今までの請負より100文につき5文だけ安くすること、さらに切れ金を引替料である歩銀をとらずに引替えようという願人があった(『正宝事録』1998)。

なお、このように問屋商売に関連しての願人が出たさい、問屋仲間に対して差障り尋ねが行なわれるようになるのは、享保10年代からではないかと思われる。「万記録」では、この享保10年9月の願人に関するものが初出であり、大伝馬町木綿問屋仲間の「訴状扣」では、享保10年4月の「中川御番所并千住川口江判鑑差上ケ、御当地江入津帰帆之諸荷物員数高吟味可仕願人」に関するものが初出である。享保期に入ると、幕府の諸政策に便乗して、諸種の特権を得ようとする願人が続出するようになり、『正宝事録』にも享保4年ごろからその種の願人に関する記録がみられるようになるが、町名主に対する諮問以外に、問屋仲間にもこれがなされるようになったことは、注目に値しよう。

この12品の江戸入津および帰帆荷物書上げは、すでに享保9(1724)年に命ぜられており、仕入元および売先や船積問屋まで届けることになっていたことは、前号でみたところである。この措置により、享保9年から15年までの大阪から江戸への入荷量の統計が残され、『大阪市史』に収録されている。ただ、この12品中、銭だけはその統計から抜けていること、11品中、数量の多いのは、繰綿・木綿・水油・酒・醬油の5品であり、他の6品は少量ないしまったく無いことに留意したい。

享保9年5月に、23品の商品を扱う直荷請問屋並・直荷請小売・手前造り小売等の商人たちに仲間結成を

- | | |
|--------|-------|
| 一 操わた | 一 真わた |
| 一 酒 | 一 炭 |
| 一 薪 | 一 木綿 |
| 一 塩 | 一 醬油 |
| 一 米 | 一 味噌 |
| 一 紙 | 一 生蠟 |
| 一 下り蠟燭 | |

右拾五品之間屋并問屋にて小売兼候而商売仕候者有之候ハ、一ト商売宛別紙ニいたし、名主支配切ニ認候而来ル十三日迄ならや役所迄可差出候。

帳面認様左之通

一何商売 何町誰店 誰

諸国旅人より送り荷物引請申候。

近在斗旅人より送り荷物引請申候。

手前より金子出し置、仕入荷物引請申候。

諸国旅人より送り荷物并手前より金子遣置、仕入荷物引受申候。

口銭取候而中買斗売渡し申候。

口銭取候而中買へ売渡し并小売も仕候。

口銭取不申中買へ売渡し、小売ハ不仕候。

手前ニ而造り申候。

手前ニ而造り、中買へ斗売渡し申候。

手前ニ而造り、中買へ売渡し小売も仕候。

右之通商売致方其外、書面ニ違候商売致方も有之候ハ、其品委細可書出候。去年問屋帳面町々より書出し候節も、下吟味にて帳面差出し候以後も書直し杯願出候類数多有之候。依之今度右十五品斗商売之致方得と吟味之上、帳面可差出候。尤右商売人無之町々ハ其断可差出候、以上。

享保十一年午三月二日

町年寄三人

月行事 久右衛門

市郎兵衛

覚

一木綿商売 何町誰店 誰

私儀、諸国へ金子出し置、仕入荷物引受、中買へ売渡し、尤諸国より送り荷物も引請、口銭等も取候而中買へ売渡し申候も御座候。小売ハ一切不仕候。

一繰綿商売 何町誰店 誰

私儀、諸国へ金子遣し置、仕入荷物引受、中買方へ売渡し、并送り荷物も引請申候而、口銭も取中買へ売渡し申も御座候。小売ハ一切不仕候。

一真綿商売 何町誰店 誰

右者諸国より直請小売仕候。

命じた幕府は、その後15品に商品をしぼり、あらためて名前帳面提出を命じた。この15品は、さきに入津および帰帆荷物員数書上げ12品目から銭を除いたものに、真綿・紙・生蠟・下り蠟燭の4品目を加えたものである。なお、享保9年に仲間結成を命じられたものには、この15品目以外に、布・晒・絹紬・ほうれい綿・茶・たばこ・酢・畳表がある。これらは、15品目を扱う問屋が兼ねて扱っているか、あるいは生活必需品とはみなされなかったために、はぶかれたのであろう。

さてこれら15品目の問屋および手前造りは、それぞれ商売致方を認めて差出すことを命ぜられたのであるが、そのさい、左にみられるように、仕入方法・販売方法を明らかにしなければならなかった。まず仕入方法の例としては次の3種があげられている。

①送り荷物引請——これは荷受問屋として、荷主から商品荷を依頼されたり、江戸市内の仲買や、関東・東北商人からの依頼に応じて仲介を行なう問屋のとり方で、自己資本による仕入は行なわない場合。なお、送り荷物の荷主が、諸国にある場合と、近在ばかりの場合とが区別されている。

②仕入荷物引請——これは仕入問屋として、自己資本で諸国から買つけを行なう場合。元禄期ごろから擡頭してきた問屋は、多くこの方法を取り、荷受問屋を圧倒していった。

③送り荷物および仕入荷物引請——これは上の兩者をかねた場合。仕入問屋として成長した店も、初期にはこの方法をとったことは、前出の元禄期における内店組の商売体書上にもみられるところである。次に、販売方法の例として、やはり3種あげられている。

①口銭をとり、中買のみへ売渡し——これは、小売は一切せず、荷主と仲買の間に立って、口銭のみを利潤源とする場合であらう。

②口銭をとり、中買へ売るとともに、小売もする——これは上の方法に小売をかねた場合。

③口銭をとらず、中買へ売渡し、小売はしない——これは、口銭をとらないというのであるから、自己資本で仕入れた仕入荷物を販売する場合をさしていると思われる。

最後に、手前造りについての3種の例があげられている。

①手前造り

②手前造りおよび中買のみへ売渡し

③手前造りおよび中買へ売渡し、小売もする。

享保十一年午三月六日

覚

一問屋帳面相改候ため、去年中銘々帳面差出し候へ共、紛敷品共有之、問屋帳面ニ而難相極、其上商売数々御入用ニも無之品も有之候。依之今度帳面又々取直し、左之十五品之商売躰はかり之帳面ニ相極候。今度帳面之致方之儀ハ、本問屋斗と申ニ而も無之、少々にては諸国在々より商売物取寄申候者共ハ、其訳書出させ候事ニ而候間、此度商売躰之書付差出シ候分ハ問屋ニ極り候と存候事ニ而ハ無之候間、左様ニ可相心得候。依之去年中取集之帳面不相用候。追而銘々名主共方へ可相返候条可得其意候。且又宝永年中、問屋帳面差出置候是又品数多ク、其以後届ケ不申出候者共も有之候。右之帳面も猥ニ成候間、此帳面も自今不相用候而、今度相改候十五品之帳面一通り成候間、諸国在々より商売物取寄、少しにては問屋を兼候者ハ自今も届可申出候。尤所替或ハ名印等改候者、且又商売相止候分も届可申出候。届不申出候而商売致者、外より相知れ候ハ、急度可被仰付候。

一水油	一魚油	一くりわた
一酒	一真綿	一木綿
一炭	一醤油	一下り蠟燭
一薪	一味噌	一生蠟
一米	一塩	一紙

一新規仕出し物不為致候、又ハ火事以後高値ニ不為致候。組合被仰付候品之分ハ、唯今迄之通候条、不相替届等可申出候。

一右之趣家主共も相心得罷在支配之内へ、右商売躰之者引越来候ハ、届出候様可申渡候、以上。

享保十一年午五月

右御触之砌ハ名主支配限リニ、木綿くり綿売綿売買之様子書上ケいたし候。

一諸廻船難船之節、浦々御役所より繩張符印之儀、享保十一年之五月廿三日御願申上候処、享保十四年申正月十日、十組行司大岡越前守様御前へ被召出被為仰聞候ハ、先達其方共繩張符印之願出し置候へ共、去年中ハ出入事ニ付、われらも世話敷可有と存扣置候と被仰聞、何角御尋に有之、直ニ御返答申上候。則願之通浦々へ被仰遣被下候故、其後難船有之候所浦々御役人様方、御念入被仰付被下候ニ付、荷物等紛失無之難有奉存候。

これらは主として酒・醤油・味噌などを対象としたものであろう。

このように、かなり具体的に帳面の記載方式を指示し、さらにこれと違う商売致方があれば、くわしく書出せと命じていることは、幕府がわが、問屋の実態をより正確に把握することを意図した故と思われる。

すでに幕府は、享保9年4月に、油を高値に売ったことを理由に、水油問屋および同仕入仲間に対し、合計1,000両余の過料を命じており（国会図書館所蔵「享保撰要類集」11ノ上、『東京市史稿』産業篇第11にも収録されている）、問屋仲間を通じての価格統制に手をつけ始めていた。これを諸商品に拡げるためには、まず問屋としての機能をもつ商人たちをそれぞれ仲間にまとめることが必要であり、さらにその仕入・販売方法を明らかにして、どこを押えるべきかを判断する資料をととのえねばならなかったのである。

この帳面提出にもとづいて、享保11年5月に、左にみられるような触が出された（『御触書寛保集成』2103、『正宝事録』2107に同じ）。この触で注目すべきは、第1は、今まで何度か帳面を提出させたが、以後はこの15品の帳面一通りとするという点であり、第2に、この帳面にのせるべき者は、本問屋ばかりではなく、少しでも諸国在々から商売物を取寄せせる者すべてを対象とするのであって、別にこの帳面にのせたからといって、問屋に格づけしたわけではないことわっている点である。すなわち、幕府がわとしては、問屋の特権を認めるための帳面差出しではなく、あくまでも幕府による流通統制の道具としての仲間帳面であることを強調しているのである。しかし、この幕府の意図に反して、帳面を出さなかった問屋の機能をもつ商人はかなりあったらしい。越後屋・蛭子屋など、諸国から仕入を行っていた呉服屋も、洩れていたようである（拙著『江戸問屋仲間の研究』85頁参照）。

近世の航海技術は、地廻り航法であり、大海にのり出すことなく、常に岸ぞいに船が進められた。大坂から江戸への航海も、紀伊半島を迂回し、東海道にそって岸ぞいに航海するが、帆走であるため、港で日和待ちをすることが非常に多く、逆風や雨天のさいは出帆しないのが普通であった。しかし、順風に恵まれれば、大坂—江戸間を6～10日ぐらいで走ることができるため、物資の大量輸送には、海運に代るものがなかったといえよう。ただ、悪天候の場合には、当然長期の日数がかかることになり、たとえば羽州酒田から江戸

(船脱か)
一享保十二年未六月ニ、諸廻運送荷物より歩銀を取、品川口渡之儀御願申上候者有之候ニ付、十組行司被召出御尋被為成候間、則參会返答書差上ケ申候。委八十組公用帳記有之候。

(二か)
一享保十三年未九月十二日、ならや御役所へ十組行司被召寄被仰聞候趣、此度京大坂ニ兩替会所之願人有之候、則願書之写相渡申候間、返答書相認差上ケ候様ニ被仰付、則十組參会返答書差上ケ申候。委八十組公用帳記有之候。

一金銀出入滞相對之御触有之、以後掛方不埒難義いたし候ニ付、享保四年亥十一月より追々御願申上候所、是迄御内寄町御年寄衆へも度々被召出、御尋事有之候。然所享保十四年酉ノ年より御取上御裁許被成候御触ニ付、十組一統御礼ニ兩奉行所へ上リ申候。

一享保十七年子六月十五六日、海上大荒れにて、諸廻船七百艘難、前代未聞いづれも驚入申候。此節御当地ニ而も難船にて身上仕廻候衆余程有之候。然ハ当年四五月頃より雨繁、海上穏やか成日和無之候故、諸国船々紀州志州勢州浦々湊々ニ日和待いたし罷有候所、当月十四日日和と見請候哉、右之船々不残出帆出払候所、十五日申刻時分より大湿ニ相成、良風ニ候所、十六日昼四ツ時より巽風吹為替、四双浪高ク、七百艘之船三百五拾艘破船、残三百五十艘ハ荷打、命からから諸方浦々逃込候由、然所十組積合大坂菱垣酒船百艘余、荷打破船有之由大坂より来状、依之早速十組參会有之候所、百艘余荷物夥敷候へハ、御公義様より御添翰頂戴致可然ニ一決、則御月番稻生下野守様へ御願申上候所、廿七日御内寄合へ被召出、大岡様稻生様御立会被為仰聞候ハ、先キ之当名無之候へハ難成候間、早々改人遣、理不尽成者有之候ハ、其所之役所へ願置、早速訴候様被仰渡候ニ付、同廿八日早朝改人彼地へ遣申候所、浦々村々へ荷物取上ケ不埒之義有之候ニ付、其所々役所へ願置、御十判頂戴、浦々村々江相付候所、何れも内証ニ而段々相訖、荷物受取、難有仕合御座候。委八十組公用帳記有之候。

一高瀬船入津帰帆之節、積送り候荷物之儀、仕入元且又売遣候国所、御当地船積問や委細相認、月々ニ相納候様ニ享保九辰年ニなら屋御役所ニ而被仰付、其後売先キ船積等之義銘々相認相納申候へ共、今般荷

へ西廻りでくる場合、早い船なら30日余であるが、遅い場合には100日をこえ、なかには150日近くかかった場合があり、さらに大坂—酒田間で173日かかった例もあるので、半年近く陸揚げできないことさえもあったのである。その上、難船・破船・水船などの損害は避けられず、難船荷物をめぐって荷主と浦々村々との争いがたえなかった。このため、十組から、難船荷物に対し浦々役所による縄張封印を願い出、さらに後出の享保17(1732)年の例にみられるように、江戸町奉行を通じて公権力による保護に頼ったのである。

前々号でみたように、享保4(1719)年11月には、問屋の売掛金も含め、すべて金銀出入は相對で解決することを幕府は命じた。この措置に対し、十組はじめ諸問屋仲間は、繰返し金銀出入取り上げを歎願した。大伝馬町木綿問屋仲間の「訴状扣」に記録されているものだけを拾ってみても、享保5年2月、同年12月、6年4月、7年11月、同年12月、9年5月、10年3月と数回にわたって願いが提出されている。なお、9年閏4月に、金銀出入取上げについて「諸問屋之内十組中先頃より御公儀え又々御訴訟」したので、木綿問屋仲間にも町名主から問合せがきている旨が記されており、十組からも何回か歎願がなされたことがわかる。

このように、諸商人の売掛けもすべて相對ということになり、公権力による裏付けがなくなったため、滞らせる者が続出し、「金銀通用相滞」る状態となったことを幕府がわも認識せざるをえなくなった(『御触書寛保集成』2587参照)。かくして、10年ぶりに、「借金銀買掛り等当西正月より之分、前々之通取上裁許可申付候条、其旨可存者也」(『御触書寛保集成』2588、『正宝事録』2147)と、金銀出入取上げが復活した。なお、同年12月に、「借金銀売掛金相滞候とて、所々武士方門前江、近キ頃町人小はた札等を立、催促致候躰、法外成致方、不届ニ候、向後右躰之儀致間敷候」(『正宝事録』2149)といった町触が出されていることは、武士が借金や売掛金を滞らせた場合、公権力によって取立てることが困難であった町人たちが、どのような方法でこれに対抗したかを示したものであるといえよう。

享保9年以降、12品の商品の江戸入津および帰帆荷の員数が、問屋ごとに書上げられることになっていた。おそらく、この時の史料と思われる江戸木綿練綿三拾六番組の、荷物売渡し先、届け先を記した帳面(京都

物送り高一軒前一口宛ニ仕、行司一判ニ而相納申度旨なら屋殿へ相願申候所、則願之通被仰付候ニ付、享保二十年卯正月より一軒前送り高一口宛、行事一判ニ而相納申候。

一享保廿丙辰年五月八日、年号元文と御改元、御触流有之候。

一元文元丙辰五月十二日、金銀御吹替之御触有之候。尤慶金新金共百兩之代リ、今吹金百兩此度御増歩として六拾五兩、都合百六拾五兩、慶長銀新銀ハ拾メ匁之代リニ今吹銀拾メ匁此度御増歩として五メ匁、都合拾五メ匁被下置候。乍然惣而滞リ貸シ家質共、百兩之所へハ今吹金百兩ニ而取引仕候様ニ御触有之候所、七月ノ盆前差掛、諸商人掛方不埒ニ付難義いたし候間、十組申合追々御願罷出候。委ハ十組公用帳ニ記有之候。

一元文元年辰六月廿六日、十組参会相談之上、古金を以文字銀御引替被成下候様御願申上候処、七月四日大岡越前守様へ被召出、御金蔵ニおゐて御渡し可被下旨被仰付、則翌五日御銀子引替受取、六日ニ御礼上り申候。委ハ十組公用帳記有之候。

一元文二年巳十二月、船積荷物より三分ツ、之役銀受取、諸廻船目当之為、下総銚子犬吼ケ崎篝を焚キ、品川滯通り浚可申旨相願候者有之候、差支ニも相成申間敷哉、十組行司御召寄御尋ニ付、則参会之上御返答申上候。委細十組公用帳記有之候。

(保か)

一寛延三年亥九月、吳岸島ニ而忠兵衛、松下町にて新兵衛と申者、御公儀様へ御奉公之筋申立いたし、町々御役銀三割減少并日雇札役錢御用捨被下候様申上、右之代リ諸廻船之諸荷物代金老兩ニ付六厘ツ、諸問屋より為差出候ハ、凡拾万兩も可有御座、然時ハ新田式拾五万石御開発当り可申候。如此微塵之積を以大勢御救ニ相成候段御願申上候、差支之儀無之哉御返答申上候様、北村御役所へ十組行司被召呼被仰渡候ニ付、参会之上御返答申上候。委ハ十組公用帳記有之候。

一寛保二年戌三月十八日、売掛金諸借金一ケ年ニ兩度之御裁許被為成候旨御触有之候ニ付、寛保二十一年より追々御願申上候。委ハ十組公用帳記有之候。下

村正太郎家所蔵、拙著『江戸問屋仲間の研究』39頁参照)には、各問屋が、売渡し先別に、木綿箇数、繰綿本数を記し、さらにそれを売渡し先に送り届ける船積問屋を書上げてある。最初は多分、諸商品ともこのような形式で書類が作られていたのが、享保末には問屋1軒を1口にとまとめ、さらに仲間行事の判だけで提出するという、形式的なものに変わったものであろう。

元文元(1736)年5月、幕府はふたたび幣制改革を行なう旨を触れた。正徳～享保期の幣制改革は、元禄期の悪鑄に対しての幣制復古政策であったが、そのため貨幣数量の減少をまねき、室鳩巢によれば、改鑄以前に比して貨幣数量が半減したといわれている。この結果、物価下落という現象がおき、さらに享保末年には新田開発や年貢増徴と相まって、豊作であったため、米価の著しい下落をもたらした。

米価下落は、領主財政に大きな打撃を与えることから、これへの対策として、貨幣流通量の増大が必要であるとされ、元文の改鑄が行なわれるにいたったのである。貨幣数量を増すため、当然貨幣の質が落ちることになり、金銀座の引替にあたっては、左にみられるように増歩が与えられた。しかし、一船の通用では、新旧取りまぜ無差別に行なうことを命じ、そのため売掛けや貸金などの返済にさいして、商人の不利となることから、十組問屋からの強い歎願がなされた。

この元文の幣制改革が、江戸および地方にどれだけ影響を及ぼしたかを、享保初年の場合にみた諸家についてみてみよう。まず、柏屋の場合、京都本店への江戸店決算書類は、元文2(1737)年から新銀勘定がなされているようである。もっとも、「屋舗代」は旧銀で表示してあり、いっぽう他からの預り銀は、新銀勘定に直したらしい。三井越後屋も、江戸店売上高は、元文2年から新金勘定であると思われる。

地方では、常州真壁町の中村作右衛門家の場合、「享保式拾年卯秋より元文式年巳秋迄式年分」と題する店卸から文金勘定がみられるようになり、新しい取引はほとんど新金で行なわれているらしい。また、上州富岡の阪本家も、元文2年から新金勘定となっており、享保初年の場合とほぼ同様に、どの家も切替えを行なっている。

前出のように、享保14(1729)年には、金銀出入を以前同様取上げることとなったが、寛保2(1742)年3月には、売掛金・借金出入については年2度にまと

一延享四年卯四月，諸問屋商内高書出させ，式百分考之歩銀取集，江戸内川筋埋候場所迄，且又御成先キ年中御用人足御春屋定来人足相勤可申旨願人有之候ニ付，北村御役所へ十組行司被召出，右願書写御渡し返答申上候様被仰渡候。委細十組公用帳記有之候。

一寛延元年辰十月，川船問屋より中川御番所へ印鑑出し置，通船為致度旨願人有之候ニ付，樽ヤ御役所へ十組行司被召呼差支無之哉返答申上候様被仰付候。委細十組公用帳記有之候。

一寛延二年巳四月，吹屋町川岸治兵衛，難波町太左衛門と申者，鹿肉蠟会所相願候ニ付，十組行司御呼寄差支之義御尋ニ付，返答書申上候趣，十組公用帳記有リ。

一寛延二年巳九月，切れ金通用之御触被成下候様ニ御願申上候。委ハ十組公用帳ニ記有之候。

(「万記録」完)

めて取上げる旨が触れられた。ところが，この触の出た2日後に，町年寄を通じて年番名主は次のように申渡された。「於御奉行所借金出入，向後^(政)老年ニ兩度宛御聞被成候処，町々之者心得違ニ而，徳成ニも罷成候様取沙汰いたし，金銀借かり不自由ニ相成候段，及御聞被成候，曾而左様之儀ニ而は無之候間，町々之もの江此段申聞候様被仰渡候」(『正宝事録』2616)。

年2回しか取上げないという措置のため，町々ではふたたび享保4(1719)年の相対済しと同じようになるというわさが流れたのであろう。

このような措置を幕府がとったのは，おそらく元文改鑄後，売掛けや借金をめぐって多くのトラブルがおき，金銀出入が激増して評定所がこれに忙殺されることになったからではあるまいか。元文初年には，白木屋・長谷川ともに売掛けに対し，詳細な規定を作っており，享保3，4年に町奉行所に出された訴訟件数のうち，9割以上が借金銀関係であった事態が再現していたのではないかと思われるのである。